

令和3年第2回白鷹町議会定例会 第1日

議事日程

令和3年3月4日（木）午前9時30分開議

- | | | |
|-------|-------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 行政報告 |
| 日程第 5 | 議第 2号 | 令和2年度白鷹町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認について |
| 日程第 6 | | 施政方針 |
| 日程第 7 | 議第 3号 | 令和3年度白鷹町一般会計予算について |
| 日程第 8 | 議第 4号 | 令和3年度白鷹町十王財産区特別会計予算について |
| 日程第 9 | 議第 5号 | 令和3年度白鷹町下水道特別会計予算について |
| 日程第10 | 議第 6号 | 令和3年度白鷹町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第11 | 議第 7号 | 令和3年度白鷹町農業集落排水特別会計予算について |
| 日程第12 | 議第 8号 | 令和3年度白鷹町介護保険特別会計予算について |
| 日程第13 | 議第 9号 | 令和3年度白鷹町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第14 | 議第10号 | 令和3年度白鷹町水道事業会計予算について |
| 日程第15 | 議第11号 | 令和3年度白鷹町立病院事業会計予算について |
| 日程第16 | 議第12号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第17 | 議第13号 | 白鷹町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の設定について |
| 日程第18 | 議第14号 | 白鷹町課設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議第15号 | 白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議第16号 | 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 議第17号 | 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第22 | 議第18号 | 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第23 議第19号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議第20号 白鷹町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議第21号 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議第22号 白鷹町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第27 議第23号 白鷹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議第24号 白鷹町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議第25号 白鷹町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 一般質問
- 日程第31 議第26号 令和2年度白鷹町一般会計補正予算（第13号）について
- 日程第32 議第27号 令和2年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第33 議第28号 令和2年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第34 議第29号 令和2年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第35 議第30号 令和2年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第36 議第31号 令和2年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第37 議第32号 令和2年度白鷹町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第38 議第33号 令和2年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第39 議第34号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第40 議第35号 白鷹町斎場の指定管理者の指定について
- 日程第41 議第36号 白鷹町食と農村交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第42 議第37号 白鷹町ヤナ公園の指定管理者の指定について
- 日程第43 議第38号 白鷹スカイパークの指定管理者の指定について
- 日程第44 議第39号 白鷹町文化交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第45 議第40号 白鷹町蚕桑地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

- 日程第46 議第41号 白鷹町鮎貝地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第47 議第42号 白鷹町荒砥地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第48 議第43号 白鷹町十王地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第49 議第44号 白鷹町鷹山地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第50 議第45号 白鷹町東根地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第51 議第46号 白鷹町テレワークセンターの指定管理者の指定について
- 日程第52 議第47号 萩野ふれあい館の指定管理者の指定について
- 日程第53 議第48号 白鷹町黒鳴いきいきセンターの指定管理者の指定について
- 日程第54 議第49号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（釜の越農村公園）
- 日程第55 議第50号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（杉沢農村公園）
- 日程第56 議第51号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（高岡農村公園）
- 日程第57 議第52号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（針生農村公園）
- 日程第58 議第53号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（小山沢農村公園）
- 日程第59 議第54号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（黒鳴農村公園）
- 日程第60 議第55号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（姫城農村公園）
- 日程第61 議第56号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（山際農村公園）
- 日程第62 議第57号 ぬくもりの館姫城の指定管理者の指定について
- 日程第63 議第58号 笠松ロマン館の指定管理者の指定について
- 日程第64 議第59号 中山林業センターの指定管理者の指定について
- 日程第65 議第60号 白鷹町土里夢館の指定管理者の指定について
- 日程第66 議第61号 広野広翔館の指定管理者の指定について

- 日程第67 議第62号 高玉集会施設及び林業者等健康増進施設の指定管理者の指定について
- 日程第68 議第63号 高岡集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第69 議第64号 白鷹町ふるさと森林公園の指定管理者の指定について
- 日程第70 議第65号 白鷹町森林総合利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第71 議第66号 白鷹町自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について
- 日程第72 議第67号 ふるさと森林公園スカイサイクルの指定管理者の指定について
- 日程第73 議第68号 いきいき深山郷のどか村の指定管理者の指定について
- 日程第74 議第69号 白鷹町深山和紙振興研究センターの指定管理者の指定について
- 日程第75 議第70号 深山工房の指定管理者の指定について
- 日程第76 議第71号 白鷹町産業センターの指定管理者の指定について
- 日程第77 議第72号 白鷹町鮎貝ふれあい広場（コミュニティセンターに限る。）の指定管理者の指定について
- 日程第78 議第73号 文化創造館の指定管理者の指定について
- 日程第79 議第74号 東横田尻歴史館の指定管理者の指定について
- 日程第80 議第75号 宝前町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第81 議第76号 西高玉桜美館の指定管理者の指定について
- 日程第82 議第77号 仲町友愛館の指定管理者の指定について
- 日程第83 議第78号 遊和館の指定管理者の指定について
- 日程第84 議第79号 滝野交流館の指定管理者の指定について
- 日程第85 議第80号 荒砥駅前交流施設（集会施設に限る。）の指定管理者の指定について
- 日程第86 請第1号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級」の実現を求めることについて
- 日程第87 委員会の開会中の継続調査について（議会運営委員会）

○出席議員（12名）

1番	今野正明	議員	2番	金田悟	議員
3番	横山和浩	議員	4番	竹田雅彦	議員
5番	丸川雅春	議員	6番	笹原俊一	議員
7番	小口尚司	議員	8番	奥山勝吉	議員
9番	山田仁	議員	10番	菅原隆男	議員
11番	関千鶴子	議員	12番	遠藤幸一	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 誠 七
副 町 長	横 澤 浩
教 育 長	沼 澤 政 幸
総 務 課 長	樋 口 浩
税 務 出 納 課 長	高 橋 浩 之
企 画 政 策 課 長	菅 間 直 浩
町 民 課 長	衣 袋 則 子
健 康 福 祉 課 長	長 岡 聡
商 工 観 光 課 長	齋 藤 重 雄
農 林 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 木 健 一
建 設 水 道 課 長	鈴 木 克 仁
病 院 事 務 局 長	渡 部 町 子
教 育 次 長	田 宮 修
監 査 委 員	竹 田 謙 一

○職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 藤 雅 志
補 佐	芳 賀 和 則
書 記	菅 原 美 樹

○開会の宣告

○議長（今野正明） おはようございます。ご参集、誠にご苦労さまです。

今年も啓翁桜を飾り、胸には深山和紙の桜のブローチを着用し、古典桜の里白鷹をアピールすべく、定例会に臨みたいと存じます。

これより令和3年第2回白鷹町議会定例会を開会いたします。

出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（今野正明） 議事日程は、事前に配付しております文書のとおりでございます。

議事に入る前に、表彰伝達を行います。

○議会事務局長（佐藤雅志） それでは、私からご紹介申し上げます。

2月18日に行われました山形県町村議会議長会定期総会におきまして自治功労者表彰がございましたので、その受賞者をご紹介申し上げます。

全国町村議会議長会表彰、自治功労、議員在職15年以上、関 千鶴子議員でございます。ここで、表彰の伝達を行います。受賞されました関議員は前にお進みください。

〔表彰伝達〕（拍手）

○議会事務局長（佐藤雅志） ここで、受賞されました関議員よりご挨拶をいただきます。

〔11番 関 千鶴子 登壇〕

○11番（関 千鶴子） 皆様、おはようございます。一言ご挨拶申し上げます。

このたび全国町村議会議長会自治功労、議員在職15年以上の表彰を頂きまして、ありがたく、そして光栄に思っているところでございます。

これもひとえに、当局の皆様、諸先輩方、そして議員の皆様方、区長をはじめとします地域の皆様方のご指導、そしてお力添えがあったものと心から感謝申し上げます。

さて、昨年来、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、日常の生活様式にも変化をもたらし、経済においても不透明な中にありますが、変わらないのは町民の皆様の幸のためということだと思えますし、改めてその思いを強くしたところでございます。皆様方にはこれまで同様ご指導、ご鞭撻のほどを心からお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議会事務局長（佐藤雅志） 誠におめでとうございました。席にお戻りください。

続いてご紹介いたします。

同じく2月18日に行われました山形県町村議会議長会定期総会におきまして、議会広報コンクールの表彰があり、白鷹町議会「議会だより しらたか」145号が入選いたしま

した。表彰状につきましては前に掲示させていただいておりますので、ご紹介を申し上げます。誠にありがとうございます。

以上をもって表彰の伝達を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（今野正明） 議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、白鷹町議会会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

8番 奥山勝吉君

9番 山田 仁君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（今野正明） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、2月24日開催の議会運営委員会に諮問したところ、3月4日から3月17日までの14日間が適当との答申がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、会期は3月4日から3月17日までの14日間と決定いたしました。

○諸般の報告

○議長（今野正明） 日程第3、諸般の報告を行います。

内容を議会事務局長に朗読いたさせます。佐藤議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤雅志） ご説明申し上げます。

諸般の報告、令和3年第2回白鷹町議会定例会、令和3年3月4日。

1. 第72回山形県町村議会議長会定期総会、2月18日、山形市。

議長の異動や会務報告を了承し、令和3年度事業計画並びに収入支出予算、会費分賦収入方法等について原案のとおり議決した。また、「地方創生のさらなる推進」をはじめ「町村議会機能の強化」「少子化対策の推進及び社会福祉対策の充実強化」など11項目を盛り込んだ決議及び新型コロナウイルス感染症対策、豪雪災害対策に関する特別決議を採択した。

議事に先立ち、自治功労者表彰及び県町村議会広報コンクール表彰が行われた。

白鷹町議会の表彰者、全国町村議会議長会自治功労者表彰、議員在職15年以上、関

千鶴子議員。県町村議会広報コンクール入選、白鷹町「議会だより しらたか」145号、白鷹町議会。

2. 置賜地方町村議会議長会定期総会、2月18日、山形市。

会務報告及び予算執行状況報告を受け、令和3年度事業計画及び予算、負担金分賦等について原案のとおり議決した。

以上でございます。

○議長（今野正明） 諸般の報告が終わりました。

○行政報告

○議長（今野正明） 日程第4、行政報告を行います。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） 行政報告を行います。

まず1点目は、地震対策についてであります。

2月13日午後11時7分、福島県沖を震源とする地震が発生いたしました。被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げる次第であります。

本町においても、東日本大震災以来となる震度5弱の大変大きな揺れを観測したことから、午後11時45分、町長を本部長とする白鷹町災害対策本部を設置し、第3次配備体制で情報収集と被害の確認を主とし対応に当たってまいりました。その後、2月14日午前1時に第2回対策本部会議を開催し、現段階で大きな被害報告もなかったことから、職員の配備体制を第2次配備に引き下げ、引き続き警戒に当たり、同日午前6時より自宅待機指示の町消防団による町内の巡回や防災重点ため池の確認などを行いました。結果、落雪による交通障害の事案が1件確認されたものの、本町及びその周辺に活発な地震活動が見受けられなかったことから、2月15日午前8時30分をもって災害対策本部を解散いたしました。

今後につきましては、余震等にも注視しながら情報収集を行ってまいります。

2点目は、豪雪対策についてであります。

本町では、今冬の豪雪に対応するため、1月8日に豪雪対策連絡会議を設置した後、2月4日には山口地区で積雪量が150センチに達したため、町長を本部長とする白鷹町豪雪対策本部に体制を移行し、町民の安全確保を最優先として円滑な豪雪対策と災害の未然防止に努めてまいりました。

また、除排雪経費につきましても、既決予算を超える見込みであることから、2月5日付で補正予算の専決処分を行い、予算の確保をさせていただいたところであります。

町内における豪雪によるこれまでの人的被害は、軽傷者2名、建物の被害1件、農業用施設の被害16件との報告を受けております。

対策本部といたしましては、生活道路や公共施設の除排雪、消防水利の確保をはじめ

豪雪被害を防ぐための広報やパトロールを強化し、除雪中の事故防止や交通事故防止の啓発にも努めてまいりました。このような状況の中、2月下旬以降は気温が高い日も多くなってきていることや積雪の状況等を踏まえ、対策本部につきましては3月1日付で解散いたしました。

今後につきましては、融雪が進むにつれ農業関係を中心とした被害拡大が心配されますので、引き続き関係機関との連絡調整や、きめ細やかな情報収集等を行い、町民生活の安全確保に努めてまいります。

3つ目は、新型コロナウイルス感染症関連対策の状況についてであります。

新型コロナウイルス感染症の状況といたしましては、1月に入り、国内においては過去最多の感染者数を記録するなど第三波の到来と見られる状況にあり、1月7日に首都圏を中心とした地域で緊急事態宣言が発令され、山形県内においても連日感染者が確認されました。

本町におきましても、1月15日に4例目となる感染者が確認されたことを受けて、感染症対策本部会議を開催し、感染防止について対応を図ったところであり、町民の皆様に対しては冷静な対応や、感染された方、関係者に対する差別や誹謗中傷を行わないようご理解をお願いし、新しい生活様式による感染防止対策の徹底や緊急事態宣言対象区域との不要不急の往来を控えていただくなど、重ねてお願いをしたところです。

2月に入り、全国の感染者数が減少傾向にあることや、ワクチンの国内承認を受け、医療従事者の先行接種を皮切りにワクチン接種が始まるなど、収束に向けた明るい話題も出てまいりました。

本町といたしましても、国・県の関係機関をはじめ町内医療機関の皆様方と連携を密にし、ワクチン接種の体制整備を行ってまいります。また、長期化する感染症対策による町内経済に対する対応につきましても、国の補正の動向や県の対応などと整合性を図りながら適切で迅速な施策の執行に努めてまいりたいと考えております。

今後とも感染拡大防止対策に全力で対応してまいりますので、いま一度、3つの密の回避をはじめ身体的距離の確保やマスクの着用、小まめな手洗い、消毒など、新しい生活様式による感染防止対策を徹底していただくようご協力をお願いいたします。

4つ目は、最上川流域の紅花システムの世界農業遺産認定申請に係る承認についてであります。

山形県紅花振興協議会が申請している最上川流域の紅花システム～歴史と伝統がつなぐ山形の最上紅花について、本町も含めた現地調査等が実施され、審査の結果、2月19日に農林水産省より世界農業遺産への認定申請が承認されました。

世界農業遺産は、世界的に重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を国際連合食糧農業機関が認定する制度であり、山形県では初めての承認となります。

今後も日本の紅（あか）をつくる町として、紅花生産や加工技術を後世に伝承してい

くとともに、より多くの分野における紅花の活用による需要の拡大を図り、さらに観光への相乗効果を高めることで地域の活性化につなげてまいります。

以上、行政報告といたします。

○議長（今野正明） 行政報告が終わりました。

○議第2号の上程、説明、質疑、討論、採択

○議長（今野正明） 日程第5、議第2号 令和2年度白鷹町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第2号 令和2年度白鷹町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、白鷹町豪雪対策本部の設置に伴い、除排雪経費等に関して緊急的に対応するため、2月5日付で行いました専決処分について承認を求めるものであります。

内容といたしましては、道路除排雪業務委託料と高齢者世帯の雪掃き、雪下ろし支援事業にそれぞれ追加対応するため、所要の措置を講じたものであります。

対応する財源といたしましては、地方交付税で対処したものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ7,100万円を追加し、歳入歳出それぞれ112億5,700万円となったものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） ご説明いたします。予算書1ページをご覧ください。

専第1号 令和2年度白鷹町一般会計補正予算（第12号）。

令和2年度白鷹町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億5,700万円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

予算説明書の3ページをご覧ください。

款項目、補正額、計、主な説明を申し上げます。

2 歳入、10款1項1目地方交付税7,100万円、34億6,600万円、地方交付税でございます。

3 歳出、3 款民生費 1 項社会福祉費 3 目高齢者福祉費 100 万円、3 億 7,339 万 4,000 円、高齢者世帯等の雪下ろし支援でございます。

8 款土木費 2 項道路橋梁費 2 目道路維持費 7,000 万円、4 億 517 万 5,000 円、除雪委託料でございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第 2 号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○施政方針、議第 3 号～議第 11 号上程、説明、総括質疑、付託

○議長（今野正明） 日程第 6、施政方針から日程第 15、議第 11 号 令和 3 年度白鷹町立病院事業会計予算についてまで、以上 10 件は令和 3 年度の施政方針並びに各会計予算でありますので、会議規則第 36 条の規定により一括議題といたします。

初めに、施政方針の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 本日ここに、白鷹町議会 3 月定例会の開会に当たり、令和 3 年度に臨む町政運営につきまして所信の一端を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

この 1 年間、人類は新型コロナウイルス感染症と闘ってまいりました。いまだ感染症の収束は見通せず、町民の皆様の不安は増し、地域の経済情勢も極めて厳しい状況にあると認識しております。

このような状況におきまして、町民の皆様お一人お一人の命と、安全で安定的な暮らしがまちづくりの根幹にあること、そして人と人が触れ合うことの価値とその大切さを改めて実感いたしました。安心して暮らせる日常を取り戻すために、国策と連動しつつ総力を挙げ感染症対策に取り組んでまいり所存です。

また、本町の発展に大きく寄与してまいりました過疎法は、時限立法のため、令和 3 年 3 月をもって失効し、そして過疎地域の持続的発展を理念とする新たな過疎法が制定されようとしております。

この新たな理念は、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsで示されている持続可能性、多様性、包摂性、全ての関係者の参画、社会・経済・環境の統合性を重視する考え方との親和性が極めて高いものと考えております。

本町におきましても、SDGsの視点を貫く新たな過疎対策の実施と展開を開くことで、安全安心な食糧や水の供給、国土保全、地球温暖化の防止等の過疎地域の持つ多面的・公益的機能を果たしつつ持続可能な地域社会を形成し、町民の皆様にとって安心安全で活力と魅力ある地域として健全に維持してまいりたい所存です。

予算の概要でございますが、国の地方財政対策におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中で、地方の一般財源総額につきましては実質前年を上回る対応が図られております。しかしながら、感染症の抑え込みやワクチン接種、ポストコロナ時代の経済状況につきましては依然として見通しが不透明なため、国の施策等を注視しつつ、機動的な対応が求められるものと認識しております。

本町の財政状況につきましては、財政指標等の一定水準を確保した上で、これまで財政調整基金をはじめとする基金への積立てを行い、弾力的な財政運営を進めるとともに、災害等の緊急性の高い案件などに柔軟に対応してまいりました。一方で、公債費等の義務的な経費が増加傾向にあるとともに、人口減少対策や町民の暮らしを守るコンパクト・プラス・ネットワーク関連事業への財政支出も見込まれることから、より一層、計画的かつ柔軟な財政運営を行っていく必要があると認識しております。

新型コロナウイルス感染症の影響や豪雨災害からの復旧を見据えながら、共創のまちづくりの理念の下、第6次白鷹町総合計画に掲げる町の将来像「人、そして地域がつながり 輝き続ける 潤いのまち」の実現を目指し、町の最重要課題である人口減少に対する施策や、地方創生、コンパクト・プラス・ネットワークの構築を確実に実施するとともに、頻発化する各種災害発生を踏まえ、白鷹町地域防災計画、白鷹町国土強靱化地域計画に基づく安全・安心のまちづくりの観点から本年度予算を編成しました。

この結果、一般会計当初予算額は83億7,000万円となり、前年度に対し7億9,000万円、10.4%の増加となったものであります。さらに、令和2年度補正予算におきまして豪雨災害復旧事業や新型コロナウイルスワクチン接種事業、国の補正予算などに対応した事業を前倒しで計上し、明許繰越も視野に入れて進めていることから、令和3年度はこれらと当初予算を合わせまして実質的に94億3,000万円規模の予算となるものであります。

次に、予算の歳入歳出につきまして申し上げます。

初めに、歳入の状況であります。一般財源につきましては、町税は10億9,036万9,000円、感染症や固定資産税の評価替えの影響により7.4%の減となっております。地方交付税35億2,500万円のうち普通交付税は、公債費の増加に伴う交付税算入分及び地域デジタル社会推進費創設の影響等を見込み、8,000万円、2.6%増の31億8,500万円、特別交付税は、近年の実績額を踏まえ、5,000万円、17.2%増の3億4,000万円を見込んでお

ります。このほか国庫支出金は補助災害復旧事業の増から31.6%増の9億388万8,000円、臨時財政対策債を除く町債につきましては61.8%増の7億9,390万円となっております。

次に、歳出につきましては、性質別に見ますと人件費は1.9%減の12億1,469万5,000円、扶助費は0.3%増の11億6,687万4,000円、公債費は6.5%増の10億8,596万2,000円となり、義務的経費全体では1.3%の増となっております。一方、普通建設事業費は19.1%減の4億3,138万9,000円、災害復旧費は6,751.5%増の4億3,287万8,000円となっております。

特別会計及び企業会計につきましては、全体で58億3,544万3,000円を計上し、前年度より1億4,769万6,000円、2.5%の減となったものであります。

以上、一般会計に特別会計等を合わせた当初予算総額は142億544万3,000円、4.7%の増となったものです。

次に、具体的な施策につきまして申し上げます。

第6次総合計画の前期基本計画の2年目となる令和3年度は、冒頭に申し上げた新たな過疎対策としての過疎地域の持続的発展、そしてSDGsの視点を踏まえつつ新たな将来像の実現に向け、白鷹大橋の完成に象徴される一体化・中央拠点化による都市軸と各地域拠点を同心円状に捉えたコンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりの考え方を基本に、各分野の施策のうち「人づくり」「産業・経済」「地域力」「定住化」の4つの分野を施策の柱として着実に進めることとしております。特に、引き続き人口減少対策として、未来につながる暮らしを大切にするため、本町版「職住育近接」の実現に向けた取組を本格化することで、定住人口を確保してまいります。このほか、新型コロナウイルス感染症に対応した新たな日常の実現に向けた対応や、令和2年7月豪雨災害からの復興を最優先に進めることで、誰もが安心して生活でき、持続可能で、潤い（充足感）を感じることができるまちづくりを目指してまいります。

新型コロナウイルス感染症は、今なお世界中で猛威を振るっております。いまだ収束は見通せない状況ですが、引き続き感染拡大防止と経済回復に令和2年度予算と連動させ、総力を挙げて取り組んでまいります。まずは安心を取り戻すため、新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、町立病院を中心に町内各医療機関との協力体制を図りながら確実に取り組んでまいります。

また、経済対策として、既に実施している利子補給等による金融面での支援や事業継続雇用維持給付金の給付、地域応援券の贈呈などのほか、今後の経済の状況に応じ、地域経済回復に向け、国策とも連携し機動的な対応を図ってまいります。

行政のデジタル化につきましては、さらに感染症拡大により浮き彫りとなったデジタル化・オンライン化の後れなどの課題・リスクに的確に対応するため、国・県の動向を注視しながら町の推進方針を策定するとともに、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）、ロボットによる業務の自動化ということになりますが、これらの技

術を積極的に活用し、行政のデジタル化を計画的に推進してまいります。

令和2年7月27日から29日にかけての豪雨により、町内に甚大な被害を受けました。被災箇所は計400か所以上、被害総額は約14億円を超える状況であります。国庫補助を最大限に活用し、令和2年度予算と連動しつつ早期の復旧・復興に向け全力で対応してまいります。特に、国道348号、滝野地内の被災箇所につきましては、現在も片側交互通行規制によりご不便をおかけしているところであり、一日も早い復旧となるよう国・県等の関係機関に強く働きかけてまいります。

去る12月6日、長年の悲願でありました白鷹大橋がついに開通いたしました。第6次総合計画では、白鷹大橋の完成に象徴される一体化・中央拠点化による都市軸と各地域拠点を同心円状に捉えることで、それぞれの地域資源を生かし、相互補完し連携するまちづくりをコンパクト・プラス・ネットワークと位置づけております。

令和3年度におきましては、その先駆けとして、地域拠点の一つである鷹山地域の拠点整備に向けた対応のほか、人口減少社会において今後ますます重要な役割を担う町立病院及び健康福祉センターを核とした第2期健康と福祉の里構想の推進、県都山形市と本町をつなぐ重要な路線である国道348号の再整備に向けた取組、公共交通の利便性向上のため、デマンド交通を活用した生活交通ネットワークの構築に向けた取組を実施してまいります。

次に、子育てしやすい環境づくりであります。若い世代の結婚と子育ての希望を実現するために、子育て世代の夫婦が共に仕事と子育てを両立でき、安心して出産、子育てができる環境整備が重要です。引き続き、結婚・妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援、婚活サポートなど、少子化対策を総合的に推進してまいります。

幼児教育・保育に関するサービスにつきましては、町内全園での全年齢保育や延長保育、一時預かり保育等を引き続き実施するほか、引き続き置賜定住自立圏の枠組みを生かし、病児保育施設等の利用料の助成を実施いたします。また、遺贈寄附金を活用したすくすく「白鷹っ子」子育て応援事業により、各園における子どもの成長を支える環境づくりを進めてまいります。利用ニーズが高まっております学童保育につきましては、東根小学校内に公設民営型の放課後児童クラブを開設し、安定したサービス提供体制を確立いたします。

人口減少対策の一つでもある結婚支援につきましては、結婚新生活に対する支援事業を拡充し、対象要件の緩和や居住費等の助成額の引上げに加え、新たに新婚世帯に地域電子マネーを贈呈する取組を実施いたします。

子どもたちが社会の変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、予測困難な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成していくことが必要です。

学校教育につきましては、1人1台パソコン端末と高速大容量通信ネットワークの整

備に伴うGIGAスクール構想を本格的にスタートさせます。これは言わば未来の教室の姿であり、デジタル教科書導入の検討を進めていくほか、学校や家庭で児童生徒の日常的な情報通信機器を使った学習がスムーズに、そして効果的に行われるよう、ICT支援員の配置による授業支援や教職員向けの活用研修等を実施することで、急速に発達するICT社会に対応できる能力を育成してまいります。グローバル化が進展する中、英語力の向上も求められており、ALT4名の配置とともに、英語4技能の診断・評価・指導改善を行う検定プログラムを継続し、英語教育の充実を図ります。

また、少子化の中、将来を担うかけがえのない児童生徒を大切に育てるため、町学校生活支援員の継続配置とスクールカウンセラーの業務拡充により、きめ細やかなサポート体制を確保してまいります。

そして、子どもたちをはじめ学校を取り巻く環境や課題が複雑化・多様化する中で、地域住民や保護者等が学校の運営に積極的に参画することによって、よりよい学校づくりが期待される学校運営協議会制度を導入し、各小・中学校においてコミュニティスクールとして取り組んでまいります。

併せて、老朽化した蚕桑小学校プールの改修や東根小学校トイレの洋式化に取り組み、安全安心な学習環境を確保してまいります。そのほか、おいしくて安全安心な給食の提供に向け、地元食材の積極的な活用に努めながら味や品質を確保してまいります。

荒砥高等学校は、魅力ある学校づくりに向け、地域・高校・行政・有識者等で構成する地域連携協議会が策定する荒砥高校魅力化計画に基づく取組を推進するため、新たに魅力化コーディネーターを配置し、荒砥高校の特色を生かした、小規模校ならではの魅力づくりを進めてまいります。

生涯学習、芸術文化面では、令和4年度からの5年間、本町社会教育の羅針盤となる生涯学習振興計画を策定するとともに、より多様な学習機会の創出を図るため、引き続き町民自らが企画し実施する自発的な生涯学習活動への支援を行います。

文化財関連につきましては、今回、条例の上程を予定しております白鷹町歴史民俗資料館の開館に向けた準備を着実に進め、日本の紅（あか）をつくる町拠点施設等と連携しながら、歴史と文化の発信拠点として皆様に親しまれる施設を目指してまいります。

スポーツの推進につきましては、コロナ禍におけるスポーツイベントの実施に向け、各種ガイドライン等に沿った対応を図るとともに、東京オリンピックの聖火リレーは県実行委員会と連携しながら、無事に本町を通過するよう準備してまいります。

コロナ禍におきまして、改めて1次産業を守ることが町民の皆様の生活基盤を守ることであると強く認識いたしました。特に、本町の主要作物である米は、感染症の影響により、消費低迷とそれに伴う民間在庫量の増大により価格の低迷が懸念されており、農家の安定した所得確保のためには需要に応じた米の生産が一層必要となります。国の経営所得安定対策の取組とともに、持続可能な産業としての農業の振興に努めてまいりま

す。また、魅力ある町産農産物や資源を活用した6次産業化を推進するため、スモールビジネスに取り組みやすい環境を整備し、農業所得の向上や雇用の確保につなげ、地域経済の循環を図るための取組を推進してまいります。

食育・地産地消につきましては、改定する食育・地産地消推進計画に基づき、家庭で食や農を体験する取組として家庭菜園の普及促進に努めてまいります。

農業生産基盤の整備を進める土地改良事業につきましては、県との密接な連携の下に、農業用施設の機能回復等に向けた取組や災害の未然防止を図るための事業のほか、新たに広野下川原地区の基盤整備に取り組み、安全・安心の確保や農業経営の安定化と効率化を支援してまいります。

林業の成長産業化につきましては、伐採から乾燥・加工、活用、適地適木の再造林まで緑の循環システムの構築に向けて、森林境界明確化事業を継続して実施しつつ、国・県事業や森林環境譲与税を活用した森林整備や再造林後の保育支援を計画的に実施してまいります。また、林業の成長産業化を実現するため、首都圏での町産木材利用の検討など、新たな木材需要創出に向けた取組を加速化してまいります。

有害鳥獣の対策につきましては、新たに地域が一体となった取組を支援することで、被害の軽減に向けた取組を強化してまいります。

地域産業の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、町内事業者の方々におかれましては様々な業種におきまして、かつてない厳しい経営環境に置かれている状況と認識しております。そのため、先ほど新型コロナウイルス対策として申し上げましたとおり、各種経済対策を講じてきたところです。引き続き感染拡大防止と経済回復に令和2年度予算と連動させ、総力を挙げて取り組んでまいります。

地域産業につきましては、その活性化と雇用の場の創出を目指し、白鷹町立地適正化計画と連動させ、企業立地及び設備投資に伴う雇用の創出を促進するとともに、受注拡大に向けた取組を展開してまいります。

雇用情勢につきましては、コロナ禍が雇用に与える影響に注意を要する状況にあります。引き続き就労環境の改善に向けた取組を展開するとともに、正社員化に向けた取組を支援してまいります。

商業につきましては、人口減少に加え、コロナ禍の影響を受け、取り巻く環境が一層厳しいものとなっております。協同組合ゆーしーと連携し、町内商店等の売上げ拡大、町内消費需要の喚起を図ってまいります。

観光につきましては、コロナ禍における新たな旅の形として近接する観光地への旅が選ばれる中、近隣市町を含む民間関係団体や地域連携DMOなどとの取組により地域の魅力を発信し、誘客拡大に取り組んでまいります。

また、このたび代々受け継がれてきました最上川流域における最上紅花の生産・加工システムが世界農業遺産認定に向け一歩前進いたしました。本町も日本の紅（あか）を

つくる町として、引き続き関係団体等と連携し、稀有な紅花文化の伝承に向け、生産を主とした取組を実施しつつ魅力ある観光資源として発信することで、地域活性化につなげてまいります。

ふるさと森林公園につきましては、基本的な方針を示した再整備計画に基づき、具体的な施設整備に向けた取組を行うとともに、経営基盤の強化へ向けて白鷹町アルカディア財団に対する財政支援を実施いたします。

安心して暮らせるまちづくりであります。令和2年7月豪雨の際は降り始めからの累加雨量が260ミリメートルを超えるなど、自然災害が激甚化・頻発化していることや、近年の災害から得られた教訓、避難所における新型コロナウイルス感染症対応などの社会情勢の変化等を踏まえ、今般、本町の地域防災計画及び国土強靱化地域計画を見直しいたします。これら計画に基づき、頻発する豪雨をはじめとした災害時の情報伝達手段として、高齢者世帯に対して戸別受信機を貸与するなど多様化を図り、確実な情報発信に努めつつ、双方向・マルチデバイス対応の新たな情報配信サービスを導入してまいります。

また、地域防災力の充実強化に向け、消防団の組織体制の強化、団員の待遇改善を進めるほか、今後整備が予定されている鷹山地域の拠点整備や、第2期健康と福祉の里構想の推進に当たっては防災機能の強化の視点を重視し進めてまいります。防災基盤の整備につきましては、小型ポンプ積載軽自動車3台を更新配備、有蓋貯水槽や消火栓など消防施設の整備にも引き続き取り組んでまいります。

町民が主役の地域づくりをより一層実践するため、各地域では地域づくりの拠点であるコミュニティセンターを中心に、地域の特色を生かした新たな取組が本格化されてきております。今後も各コミュニティセンターが地域づくりの拠点となり、地域の創意工夫が発揮されるよう、地域づくり推進交付金等による支援を継続してまいります。

環境施策につきましては、環境保全活動や環境情報の提供などに携わる団体や事業者と互いに連携を図りながら、持続可能な美しいまちづくりに向けて継続して取り組んでまいります。また、地球環境の保全に寄与するため、再生可能エネルギーの活用を推進し、太陽光発電設備設置や木質バイオマス燃焼機器設置に対する助成などを継続して行い、二酸化炭素の排出削減に取り組むとともに、森林資源の利活用を推進し、ゼロカーボン社会の実現に向けて取り組んでまいります。

道路交通網の整備につきましては、国道287号、菖蒲下山地内や長井～白鷹間西廻り幹線道路の早期着工など、幹線道路網の整備促進に向けた取組を実施してまいります。また、国道348号の再整備に向けた取組を推進するため、整備促進期成同盟会の設立に向けた準備を進めてまいります。

河川水路整備では、畔藤大二百刈水路の完成に向けた整備を行うとともに、庚沢川など災害で堆積した土砂の撤去、阻害している倒木除去に取り組み、豪雨等に対する安全

性の向上に努めてまいります。

下水道事業では、荒砥橋架け替えに伴う鮎貝第二汚水幹線圧送管撤去工事及び農業集落排水処理施設の公共下水道への接続工事を実施してまいります。また、令和6年度からの地方公営企業法適用に向けて、移行事務を進めてまいります。

水道事業では、水道法改正に伴い、適切な資産管理に資するため、水道施設台帳整備を行うとともに、昨年度に引き続き給水体制を強化するため、配水管の整備を進めてまいります。

高齢者福祉につきましては、地域住民自らが地域の生活課題を吸い上げ、解決に結びつけることができる仕組みづくりを支援してまいります。また、地域の中だけでは解決できない課題等に対応するため、行政組織内における他分野連携を進め、複合的な相談支援体制を目指してまいります。

介護保険事業につきましては、要支援者等を対象に、リハビリ専門職による短期集中運動機能向上プログラムを新たに実施し、自立支援、生活機能向上を目指してまいります。このほか、医療と介護の連携等を通して、高齢者の社会参加の促進、自立支援・重度化防止、認知症予防等を推進し、助け合い・支え合いを基盤とした生活支援を充実させ、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう地域包括ケアシステムの深化を図ってまいります。

障がい者福祉につきましては、自立支援給付事業でのサービスの提供等を通して、全ての町民が障がいの有無にかかわらず共に支え合いながら安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向け、努力してまいります。

健康づくり事業につきましては、自分の健康は自分で守る意識の定着と健康寿命の延伸を目指し、生活習慣病予防・重症化防止に向けた取組について、感染症対策を十分に図りながら推進してまいります。

母子保健事業につきましては、産後鬱の予防や母子とその家族の健やかな子育て環境の整備を図る産後ケア事業や、子どもの眼科異常の早期発見、対応のための眼科健診等を新たに実施し、引き続き妊娠期や産後の生活や子育ての不安、孤立感の解消に努め、安心して子どもを産み育てることができるよう、切れ目のない総合的な子育て支援に取り組んでまいります。

本町医療の中核である町立病院におきましては、通常診療のほか、在宅・救急医療、健診等の業務に加え、新型コロナウイルス感染防止対策に特に力を入れ、このコロナ禍におきましても「地域住民から信頼される病院」の基本理念の下、町民の皆様の安心安全を守ることを最大の使命として良質な医療提供の継続に努めてまいります。

良好な住環境の確保でございますが、住宅施策では定住促進・転出抑制に向けた対策として、新たな子育て支援住宅の整備工事に取り組むとともに、町内で住宅を取得する若者に対する支援を継続して実施してまいります。

空き家対策につきましては、今般改定する空き家等対策計画に基づき、引き続き現地調査を行い、所有者等に適正管理の働きかけを行うとともに、所有者等が自ら行う危険空き家等の解体に対して解体費用の一部助成に取り組んでまいります。

移住交流につきましては、総合的な相談窓口や移住コンシェルジュの設置を継続するとともに、積極的な情報発信やPRを行い、地方への新しい人の流れを作ってまいります。そして、移住定住に対する経済的な支援を行うとともに、国・県と連携した支援制度を活用しながら、引き続きふるさと移住応援プログラムを実施してまいります。また、首都圏白鷹会や仙台しらたか会、山形市・白鷹ふるさと会の支援を行うとともに、新潟県長岡市枳尾地域、宮城県気仙沼市などゆかりのある地域との交流や災害相互応援協定を締結している自治体との交流を推進しながら、関係人口の拡大を図ってまいります。

行財政改革につきましては、昨年度策定いたしました第6次行財政改革大綱の進捗状況を確認しながら行動計画を着実に進めるとともに、本大綱に基づき、第6次白鷹町総合計画に掲げる施策を効率的・効果的に実現するための組織づくり、人づくりを進めてまいります。

以上、令和3年度の施政方針を申し上げましたが、本町のさらなる発展と住民福祉の向上に向け、全力を傾注してまいり所存ですので、町民の皆様並びに議員各位にはより一層のご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、施政方針といたします。

○議長（今野正明） 施政方針の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開を午前10時50分といたします。

休 憩 （午前10時36分）

再 開 （午前10時50分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

続いて、所管ごとに各会計予算の説明を求めます。

初めに、一般会計予算、十王財産区特別会計予算について、総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） [令和3年度白鷹町一般会計予算書を朗読して説明した]

[令和3年度白鷹町十王財産区特別会計予算書を朗読して説明した]

○議長（今野正明） 次に、下水道特別会計予算、農業集落排水特別会計予算及び水道事業会計予算について、建設水道課長、鈴木克仁君。

○建設水道課長（鈴木克仁） [令和3年度白鷹町下水道特別会計予算書を朗読して説明した]

[令和3年度白鷹町農業集落排水特別会計予算書を朗読して説明した]

[令和3年度白鷹町水道事業会計予算書を朗読して説明した]

○議長（今野正明） 次に、国民健康保険特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算

について、町民課長、衣袋則子さん。

○町民課長（衣袋則子） [令和3年度白鷹町国民健康保険特別会計予算書を朗読して説明した]

[令和3年度白鷹町後期高齢者医療特別会計予算書を朗読して説明した]

○議長（今野正明） 次に、介護保険特別会計予算について、健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） [令和3年度白鷹町介護保険特別会計予算書を朗読して説明した]

○議長（今野正明） 次に、町立病院事業会計予算について、病院事務局長、渡部町子さん。

○病院事務局長（渡部町子） [令和3年度白鷹町立病院事業会計予算書を朗読して説明した]

○議長（今野正明） 以上で各会計予算の説明が終わりました。

令和3年度施政方針並びに各会計予算9件を一括して総括質疑を行います。

なお、第1次質疑は登壇して行ってください。9番、山田 仁君。

[9番 山田 仁 登壇]

○9番（山田 仁） 予算審議に当たり、施政方針の基本認識について、総括質疑をさせていただきます。

昨年来のコロナ禍にあって、冒頭に町長は「人の命と人の触れ合いの大切さを改めて実感した」と振り返っておられました。私も同感であります。そこで、4点についてお伺いします。

1. 新型コロナウイルスワクチン接種について。

町民にとっては今一番の関心事は新型コロナウイルスワクチンの接種であります。毎日のようにテレビで話題となっておりますが、いまだにはっきりしておりません。町民には不安になっている方もいらっしゃると思います。新年度予算ではどのように見ているのか。本町の対応についてお伺いします。

2. アフターコロナの地域コミュニティの在り方について。

この1年、あらゆる活動や行動の自粛が求められ、今まで経験したことのない複雑な思いをされた方も多いと思います。町内の組織活動、特に行政に関わるコミュニティセンター、区、町内、隣組などにおいても自粛が行われたと承知しております。この自粛によってどのような影響があったと把握しているのか、今後の地域コミュニティの在り方についての考え方をお伺いします。

3. SDGsについて。

SDGsは、町民にとっては新しいロジックでもあります。どのような目的・効果を見込み、新年度にどのような取組をしていくのかお伺いします。

4. 町立病院への支出について。

当初予算案では4億円の関係経費が計上されております。これまで以上の支援となっております。新型コロナウイルス感染症の影響で経営が厳しいものと承知しておりますが、町の支援の在り方についての考え方をお伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 山田 仁議員の総括質疑にお答えをさせていただきたいと思っております。

今、4点についてということでありましたので、一つずつお答えをさせていただきたいと思っております。

まず第1点は、新型コロナウイルスワクチンの接種であります。私どもとしてはどのような取組をさせていただいているかということに相なろうかと思っております。新型コロナウイルスワクチンにつきましては、既に皆様ご案内でありますとおり、本当に新型コロナウイルスを収束させるためには新型コロナウイルスワクチンの接種が急がれているわけございまして、今は2つの方向からの取組をさせていただいていると。1つの方向は、医療従事者に早期に接種していきたいということでありまして。さらには、弱者と言われる高齢者の皆さんの接種ということで、この2つの方向から取り組んでいきたいということでの取組をさせていただいているところでございます。

私どもといたしましても、何としてもこの接種に向けては早く体制を整えなければならぬと考えておりまして、今、健康福祉課が中心になって取組体制を構築させていただいておりますが、医療関係者を除きということで大変申し訳ございませんが、まずは高齢者の皆さんに対する接種につきましては、受付は健康福祉センターでさせていただき、そこで必要な書類の準備などは当然させていただくわけございまして、接種については町立病院で接種をさせていただくと。そこまでの誘導をしながらという形に相なりますが、そのような形で接種し、そしてやはりどうしても時間をある程度かけなければならないことでもありますので、15分以上はそこで確認をさせていただきながらというように取り組んでいきたいと思っております。

予算等々については既にご議決をいただいておりますが、ただどの程度の新型コロナウイルスワクチンがいつ入ってくるかが全然我々も読めないというのがございます。医療関係者については、医療従事者につきましては既に入ってくる予定であるということは伺っておりますが、ただ、いつ、どのぐらいの量というものは全く私どもも把握し切れていない状況でございまして、一日も早くそういう情報がきめ細やかに入ってくれば、安心していろいろな方々に我々も情報を提供させていただきながら、町民の皆さんの安心安全に資してまいりたいと思っております。

それから、第2点目のアフターコロナの地域の在り方ですが、私も先ほどの施政方針の中で申し上げましたが、昨年度はほとんど事業という事業が何もできなかった

というのがございます。3密を避けなければならないということもありますし、いろいろな事業となりますと、いろいろな方々が集まっていただいて、そこでいろいろな事業を展開するということではありますが、それを避けなければならないということで、皆さんには大変ご協力いただきながら、マスクをかける、あるいは手洗いを励行する等々のご協力をいただきながらでございますが、どうしてもやはり大勢の方々に集まっていただきながら事業を展開するということは不可能な部分がございます、町といたしましても未知の新型コロナウイルスとの闘いでありましたので、そうならざるを得なかったということがございます。特に、我々密接なつながりを持ちながらまちづくりを進めてさせていただいております地区長なり副区長なりあるいは町内長なりとのつながりにおきましても、なかなか町の情勢をきめ細やかにご報告するようなチャンスすらなかったと言わざるを得ないということでもあります。

特に、私、個人的にでございますが、よく区長の方々あるいは代表者の方々と年に何回か膝を交えてお話をする機会を作らせていただいておりますが、その中でそれぞれの区の課題というのは切れ目なしに当然あって当たり前のことでもあります。いろいろな課題がたくさんあって、その課題をお聞きすることによって、じゃそれをどうやって我々は事業として取り組んでいけるのか、あるいは翌年度にどうやって持ち込むことができるのかということはずっとそういうことで繰り返してきたわけです。あるいは、山田議員ご案内のことかと思いますが、まちづくり座談会を今までやらせていただいております、私が就任させていただいてから一回も休みなくやらせていただいております、少しマンネリ化した部分もあるのかなという思いもあったのですが、実際に昨年、区長あるいはコミュニティセンター長が中心となって進めさせていただいてきた中で、やらなかったとなりますと、その課題がなかなか、区長から区の課題が我々に来るわけですが、地域の皆様方にそれが広く周知がならないこともありました。本当に私としては残念だと思いつつも、やむを得ない部分もあったということでもありますので、まちづくり、地域づくりは、区長あるいは町内長、あるいはコミュニティセンター長等々のいろいろな話合いがあってこそ前に進むものだという思いでしたものですから、昨年何もできなかったことに関しまして非常に至極残念なことでもあります。

しかしながら、残念だから何もやらないということでは決してございません。我々は予算的な支援等々については今までどおりさせていただいておりますし、それについて来年度はそういうチャンスがあるかないか、全然新型コロナウイルスが収束しなくて、どんどんどんどん感染者が拡大していくとなれば、なかなか思うように進まない部分はあるかと思っております。私は、新型コロナウイルスワクチン接種があれば落ち着いてくるものかなと期待をしておりますので、その時期がいつかは分かりません、私も。時期を考えますと高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種が6月いっぱいぐらいかかるだろうと言われておりますので、それ以降については事業の展開も少し出てくるのかなと思

っておりますが、なかなかやはりいつからどうするということは、はっきりしたことは言えないわけございまして、それらを期待しながら、改めて今それぞれ力を蓄えていただきながら、地域づくりに我々も一緒になってやっていきたいと思っておりますので、何とぞご理解を賜りたいものだと思っておりますのでございます。

さらに、SDGsという新しいような言葉であります、決して新しい言葉でもございません。これは2015年から既にSDGsということが言われておりまして、持続可能な開発目標ということで17項目あったと認識しております。

本当にこの件に関しましては、我々がいろいろな機会の中でSDGsといいますが、地球環境をこれから持続可能なものにしていくためには何が必要なかを念頭に取組んでいく必要があるということで、決して我々は今まで手をこまねいてきたわけではありません。いろいろな廃棄物処理の方法とかあるいはこれから我々がやっていきたいと思っております。例えば町産材の活用とか、いろいろな観点からそういう形でいけると。ただ、残念ながら私どもとしては太陽光発電が思ったように進まないとか、そういう課題もたくさんありますが、一つ一つそれらに向かって取組んでいく必要があるのではないかと考えさせていただいているところでございます。

非常に細部的にいきますと、先ほど申し上げました17の観点がありまして、具体的にはまだまだそれぞれ取り組む事例というのがあるわけですが、まずは地球を、我々の大事な大事な地球を今後とも守っていくんだよと、それに基づいてさらに一步前進するんだよという認識をこれから我々としては地域の皆様方にご理解をいただけるような取組をしていきたいと思っておりますのでございます。

特に今回、過疎地域がこの3月で、今月で今までの過疎計画が切れると、時限立法だということで、改めて過疎を新年度から取り組むこととなりますが、その中で持続的な発展に取り組んでいくとなっております。具体的にいろいろなものはまだ示されておられません、内々に私どもがお聞きしている内容であれば、過疎という地域でありながらも、今まで過疎という指定をいただいていたからこそ、ここまで何とか持ちこたえることができたということでありますので、何とか私どもとしては環境を念頭に置きながらも前に一步前進できるような過疎計画にしていきたいと思います。状況下でもありません。

町立病院に対する支出になります。町立病院につきましては、この役割は私から申し上げるまでもなく、町民の皆さんに安心していただける環境づくりというものについては非常に重要な位置があると私は思っております。しかしながら、人口減少という大きな課題、それからお医者さんがどうしても数限られた中で我々の地方病院のありようもあるわけでございます。それらを考えたときには経営的には非常に厳しい状況になっていることは間違いございません。経営が厳しいから、じゃあとやめようかとは絶対ならないと、私がこの立場に置かせていただいている以上は絶対に町立病院は守っていき

いと思っているところでございます。ただ、確かに町立病院も建設させていただいてから相当な年数もたっておりますので、今後第2期の健康福祉の里構想と町立病院のありようということは検討させていただきたいと思っているところでございます。

今日のマスコミと申しますか、新聞を読ませていただきますと、真室川町立病院がこれから急性期をやめると載っておったようでございます。ただ、我々が果たして急性期を全面的にやめることができるかという私はそうはいかないだろうと思っています。急性期と機能回復と申しますか、そういうものを一緒になってやることによって白鷹町立病院のありようが出てくるのではないかなと。そのためには、置賜公立総合病院とか山形大学医学部附属病院あるいは県立中央病院とか少し大きな病院とどこまで我々がうまく連携を取ることができるか、これについては今の管理者あるいは院長先生と十分協議した上で方向性を出していく必要があるのかなと思っているところでございます。

なお、我々としては、やはりできるだけ町立病院には、支出と申しますか、応援は少ないほどいいわけですが、現実には今回3億円という数字を当初から盛らせていただきました、1億円は貸出しをしよう。経営をまず安定化させようとも考えたわけです。それで好転するということは私も確約はできませんが、これから経営のありようを考えながら、町立病院があることによって町民の皆さんに安心と期待を持ってもらえるような町立病院の運営に向けて取り組んでまいりたいと思っております。何とぞよろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（今野正明） 山田 仁君。

○9番（山田 仁） 二次質問をさせていただきたいと思いますが、一番初めの新型コロナウイルスワクチン接種についてでございますが、町民に確実に情報が伝わるのが安心の第一歩と考えます。それらの周知方法について、何かありましたらひとつよろしくお願ひしたいと思います。

2つ目のアフターコロナの地域コミュニティの在り方ではありますが、2点お願ひします。

1点目は、自粛をこのまま継続すると町民がいろいろなものに参加しなくなったり無関心になったりすることが非常に心配されます。それらの対策は何かあるのかどうか、その辺若干お伺ひしたいと思います。

あと1点は、今の状況なりを踏まえながら、人口減少を踏まえて、区、また町内の統合の考え方はあるのかどうか、この辺についてもお伺ひします。

3つ目のSDGsについてであります。2点お伺ひします。

今いろいろ話があったわけですが、特に力を入れていく目標、分野は何でしょうか。

もう1点は、SDGsに取り組むことを町民に理解してもらうことが重要だと思ひます。それらの啓発や周知方法を伺ひたいと思ひます。

町立病院の支出関係についてですが、これも3点ほどお願ひしたいと思ひますが、財

源としては、地方交付税で算定されているものもあると思いますが、一般財源がほとんどかかると思います。そのようなことで負担が大きい。このようなことでコロナ関係の国・県からの補助はないのかどうか、これらについてもお伺いしたいと思います。

2点目、これまで病院へ拠出金3億円をめどとするということでやってきたわけですが、これを見直していくのかどうか伺います。

最後になりますが、第2期健康と福祉の里の中身はどのようになるのかお伺いしたいと思います。

以上よろしく申し上げます。

○議長（今野正明） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） 山田議員の1点目のご質問でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報が確実に伝わる方法でございます。こちらにつきましては私からお答えさせていただきます。

先ほど町長が申し上げましたとおり、具体的な部分につきましてはなかなか不透明なところも多く、今の段階で町民の皆様にお示しできる情報が少なく、大変申し訳なく思っているところでございますが、新型コロナウイルスワクチン接種に関する一般的な情報につきましては、町でもホームページの中に少しずつ分かる範囲での情報については上げさせていただいているところでございます。また、今月、これから出る町報などでもその時点での情報ということでお知らせをさせていただくということで、今現在準備を進めさせていただいているところでございまして、そのような広く皆様にお伝えしなければいけない情報につきましては、町報や、さらにはホームページなどで随時お知らせをしていきたいと考えております。

また、具体的な個人個人の接種の部分に関する情報につきましては、接種に必要な接種券を全町民の方にお配りする予定をしております。まずは高齢者の方からになるわけでございますが、お一人お一人に個別の通知をさせていただくことで現在進めさせていただいております。できればその個別の通知のときに、いつ受けられるのかが分かる形が理想と考えておりますが、今現在その具体的な日程がなかなか詰められない状況でございますが、個別の通知の際にできるだけ分かりやすい情報もお入れしながら皆様にお知らせをしていきたいと考えているところでございます。

もう一つ、高齢者についてはそのような形でございますが、その後、一般の方々、16歳以上の町民の方に接種がございしますが、高齢者の接種が終了する時期にもよりますが、それ以外の方々にも同じような形で個別の通知を差し上げていくことで準備をしていかなければいけないと思っているところでございます。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） まずは、新型コロナウイルスワクチン接種についてはそのような流れしか、今の段階で我々としては町民の皆様方にそのような形でのご報告しか出せない

のが実情でございます。ただ、この状況も、新型コロナウイルスワクチン接種担当大臣が毎日ぐらい記者会見なされておまして、その内容も変わってきていることは我々も十分承知しておりますので、それらを十分に踏まえながら、ただ我々が町民の皆様方にご報告申し上げるといのは町報でお知らせをするとかあるいはホームページでお知らせをするとか、緊急時には当然区長様方からご協力をいただきながら我々で広報せざるを得ない。あるいは、今、話をしているのは、実現できるかどうかは別ですが、例えば拡声器を使った形でできるかできないかとか、これは実現するまでには相当大変なハードルがあるかと思いますが、その辺なども考えながら、どうやったら町民の皆さんに安心していただけるようなことが作れるか考えていきたいと思っているところであります。

それから、昨年、いろいろな事業が残念ながら先ほど申し上げましたように中止等々せざるを得ないということで、それは当然町民の皆さんの立場から言いますと本当に今年できるのかがどうかがあると思います。それらに対しても我々としては常にコミュニティセンターと連携を取りながら、どうやったらご理解をいただき、ご協力いただけるのかはそれぞれの地域によっても違うと思いますので、これから余りマイナスを考えずに前向きに取り組ませていただければありがたいと思っているところでございます。

それから、もう1点でございます。今まで私どもが経験した中で、町内の規模、区の規模、いろいろこれはそれぞれあってしかるべきでございますが、確かに長年にわたって統合はどうかいろいろな研究がされてきましたが、この方向性がまだまだ見出せない地域もあるということでもあります。これは、行政がお声がけをするといひますか、行政が中に一歩踏み込んだことをしますと、せつかくまとまる話もまとまらないというのを我々も体験していますので、地域の皆さんが主役となって、我々に逆にお声がけをいただければ、今まで我々が経験してきた内容のことをつづきにご報告申し上げ、そして将来に向かっての夢も語れるような環境づくりをしていきたいと思っておりますが、行政が深入りし過ぎることだけは避けてまいりたいと思っているところでもあります。

それから、SDGsでございますが、これは非常に、町民の皆さんにどういうアピールをしていくかは、我々にとって一番身近なものからお声がけをしていく必要がございます。ということは、私どもとしては、この庁舎ももちろんそうでございますが、40年、50年、60年、70年という白鷹町の中のいろいろな財産区を含めての木材がそれぞれの地域にたくさんあるわけであります。ところが、単価そのものが、本当にあつという間に値段が下落いたしまして、杉の木1本切って50円という時代も一時、我々の通過点としてございました。しかしながら、いろいろな制度、事業をうまく取り入れることによって、これは非常に大事な部分です、要するに二酸化炭素を吸って酸素を吐くというのが、これは光合成のことでございますので、そういう理屈を基に我々は地域の皆さんと話し合いをしながら、一つはこういう形もありますよという形でのご理解を賜って、それぞれ

の地域がプラスアルファを得られるようにしていければというのが身近な話でございます。それだけでは決してございませんが、そういう形もあるなということで、これからも取り組んでいきたい。これが緑の循環構想ということで今まで取り組んできた一つでもありますし、そういう形でやらせていただければという思いでいることも事実でございます。ただ、これだけでは何とも進むものではございませんので、これからのいろいろなSDGsと言われる17項目について、大体169項目ですか、目標設定ができるようでありますので、一気にこれを町民の皆さんにPRしてもご理解いただけないと思いますので、まずは身近なところからやらせていただきたい。

例えば、先ほど私が施政方針の中で申し上げましたが、庚沢川の話をしました。先般、産業建設常任委員会の協議会の中でも議員からご質問がありました、なぜ昨年やれなかったのだと。私どもとしては、どうしてもやりたい。そういうことを考えていきますと、あそこの河川に倒木になっているものを一回引き上げて、それをどうやって生かせるかどうか。それは物によって違うと思いますが、それをチップにするとか、チップにできなかった場合、じゃ何にするとか。まずは一つ一つ、地域の皆様方からご認識賜り、ご協力いただき、それを別なものに変えていくことが一つのSDGsになっていくのではないかなと、一つですね、なるのではないかなと思っているところでございます。

それから、病院でございます。病院については3億円という、実は病院を当初造ったときに私は担当の課長でありました。それについては地域の皆様方から大変なご協力をいただき造らせていただいて、交付税の状況なども全部頭の中にたたき入れながら、町としてあの当時としてできる範囲は3億円が限界だろうという数字を出させていただき、3億円を限度に町立病院には応援をしていきたいと、私は取らせていただいたことを今鮮明に覚えております。

ただし、環境が全く違ってきていると。その環境が変わったのは人口減少です。人口減少ということは町立病院になかなか受診される方も少なくなってくるということがまず一つ、それからもう一つは、今回の新型コロナウイルス感染症で、できるだけ集まらないようにしようということで、なかなか町立病院に受診においでいただけなかったと。これは町立病院だけではありません。他の医療機関も全く同じ状況でございます。

それを考えた場合に、今後のまちづくりというときに、私は当初から3億円出しましょうと。そういう形を作りながら、今度は町立病院でも考えていただきたい、どうすればいいのか。これは先ほど申し上げましたように真室川町立病院が急性期をやめるという方向性を打ち出されたと聞いております。今の私どもの町立病院の中で病床数をどう確保するか、あれはもう一度我々は見直ししなければなりません、本当に空いている部分はどうなっているのかとか。これは我々だけじゃなくて、地域の皆さんにもいろいろご参加いただきながら、どういう町立病院であるならば町民の皆さんに安心してもっと使っていただける環境ができるのか考えていく必要があるだろうと。それは町と病院

だけで決めてやるとは決して私は考えておりません。明るい健康都市づくり増進会議というのは、医療機関の方々とかそういう方が参加していろいろな考え方を出したときに、それで議論いただくと。そうしますと医療を担当していただける開業医の先生方が、この部分なら協力できる、この部分はもう少し掘り下げようとか、そういうことが出てまいりますので、その辺は少し手順を踏みながら、町民の皆さんにご理解いただけるように、深掘りをしながらやっていきたいと思っておりますので、何とぞご理解をお願い申し上げます。

○議長（今野正明） 山田 仁君。

○9番（山田 仁） 最初の新型コロナウイルスワクチン関係につきましては、本当に万全の体制で臨んでいただきたい、そのように思う次第であります。

2つ目のアフターコロナと地域コミュニティにつきましては、地域コミュニティにつきましてはまちづくりの基盤であると思います。そのようなことで、これからも指導、支援をひとつよろしくお願ひしたいと思う次第であります。

SDGsについてでございますが、中長期的な取組は必要と思います。町総合計画などとの整合性を図り、持続可能なまちづくりを進めていただきたいと思う次第であります。

4つ目の町立病院への支出についてであります。これらについては今説明を受けたとおり、町の医療のとりでとして本当にしっかり守ってほしいと思います。

以上で終わります。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今、答弁させていただいたとおりでございますし、山田議員から取組の姿勢についてのお話もいただいたところでございます。私といたしましては、やはり姿勢が我々としては一番問われていると思います。それぞれの担当分野はあるわけでございますが、町として、そういう情報交換をしながら前向きな取組をきちっと町民の皆さんにご理解いただける環境を作れるかどうか、これは私どもに課せられた大きな課題であると認識しておりますし、取組をさせていただきたい。

そして、新型コロナウイルスワクチン接種の件でございますが、何度も申し上げておりますが、非常に捉えにくい部分がございます。我々としては、これからマイナス75度の冷凍庫が入ってくる。全国で1か所、電力の取り合いの結果として電力が落ちて、残念ながら1,000人分近いものが使えなくなったというのが全国の事例としてあるわけですので、我々としてはそういう部分については電力が足りなくなることがないように、あるいは停電になっても対応できる場所にそういうものは設置していきたい。果たして順調に、先ほど何度も申し上げましたが、本当に来れば、私どもとしては町民の皆様に、さっき長岡課長から申し上げましたとおり接種券を出しまして、何とか早く接種していただくようにしていきたいと思っておりますが、これが途中で止まってしまったのかなったと

きどうするのかと言われたときに我々是对応のしようがない。そういう流れを我々は常に耳を大きくし情報を捉えながら、町民の皆様方には安心して接種していただけるような環境づくり、その情報収集に一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（今野正明） これで総括質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。一括議題とされた令和3年度各会計予算9件の審査については、予算特別委員会に付託し審査することにしたいと存じますが、ご異議ございせんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、令和3年度各会計予算9件は、予算特別委員会に付託し審査することに決しました。

予算特別委員会は、3月11日及び12日に本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時15分といたします。

休 憩 （午後0時01分）

再 開 （午後1時15分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

○議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第16、議第12号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第12号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員鈴木茂子氏は令和3年6月30日をもって任期が満了するので、その後任として推薦するため、提案するものであります。

後任として推薦する者、住所、白鷹町大字畔藤2341番地、氏名、中村裕之氏、生年月日、昭和34年8月31日であります。

何とぞよろしくご同意賜り、ご推薦賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第12号について、原案のとおり適任と決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（今野正明） 全員起立。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

○議第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第17、議第13号 白鷹町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第13号 白鷹町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

白鷹町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する事項を定めるため、提案するものであります。

なお、内容につきましては教育次長より説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 教育次長、田宮 修君。

○教育次長（田宮 修） ご説明申し上げます。

議第13号 白鷹町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の設定について。

白鷹町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

白鷹町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例。

制定要旨をご覧いただきたいと思えます。

本条例は、白鷹町歴史民俗資料館の設置及び管理について、開館日時及び観覧料等に関する事項を定めるため、制定するものでございます。

条項、見出し、制定の要旨の順にご説明申し上げます。

第1条 設置、白鷹町の歴史、民俗等に関する資料の保存及び活用を図り、町民の郷土に対する知識と理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与することを定めることを目的に、白鷹町歴史民俗資料館を設置するもの。

第2条 名称及び位置、施設の名称及び位置について定めるもの。

名称、白鷹町歴史民俗資料館。

位置、白鷹町大字十王2558番地1外。

なお、名称につきましては、これまで郷土資料館ということで事業を推進してまいりましたが、郷土資料館運営検討委員会等のご意見を踏まえまして、白鷹町歴史民俗資料

館とするものでございます。

第3条 施設、施設の構成について定めるもの。

1号 歴史民俗資料館。

2号 保管倉庫。

3号 その他附帯施設。

第4条 管理、資料館は常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じ効率的に運用しなければならないことを定めるもの。

第5条第1項 開館時間、資料館の開館時間を午前9時から午後5時までと定めるもの。

第5条第2項 町長が必要と認めるときは、前項の開館時間を臨時に変更できることを定めるもの。

次ページをご覧ください。

第6条第1項 開館日、資料館の開館日を金曜日、土曜日及び日曜日と定めるもの。

第6条第2項 前項の規定にかかわらず、12月29日から翌年1月3日までの期間については休館することを定めるもの。

第6条第3項 町長が必要と認めるときは臨時に開館し、または休館できることを定めるもの。

第7条 使用料、常設展示または特別展示を観覧する者は別表に定める使用料を納めなければならないことを定めるもの。

第8条 使用料の減免、使用料について町長が必要と認めるときは減免できることを定めるもの。

第9条 使用料の不返還、既納付の使用料は返還しないことを定めるもの。

第10条 入館の制限等、資料館の管理上支障があると認めるときは入館を制限できることを定めるもの。

第11条 損害賠償等、入館者等が施設、設備及び資料等に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないことを定めるもの。

第12条第1項 指定管理者による管理、指定管理者に資料館の業務を行わせることができることを定めるもの。

第12条第2項 指定管理者に管理を行わせる場合の読替規定について定めるもの。

第13条第1項 利用料金、指定管理者に管理を行わせる場合は利用料金を指定管理者に納めなければならないことを定めるもの。

第13条第2項 指定管理者は利用料金を自己の収入として収受することを定めるもの。

第13条第3項 指定管理者が定める利用料金は別表に定める金額の範囲内とし、あらかじめ町長の承認を得なければならないことを定めるもの。

第13条第4項 指定管理者に管理を行わせる場合の読替規定について定めるもの。

第14条 指定管理者の指定の手続、指定管理者の指定の手続については白鷹町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき行うことを定めるもの。

第15条 委任、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は教育委員会が別に定めるもの。

附則第1項 施行期日、令和3年4月1日から施行するもの。

附則第2項 白鷹町高齢者コミュニティセンター設置条例の廃止、白鷹町歴史民俗資料館の設置に伴い、白鷹町高齢者コミュニティセンター設置条例を廃止するもの。

附則第3項 白鷹町公告式条例の一部改正、白鷹町歴史民俗資料館の設置に伴い、掲示場の番地を大字十王2558番地1から大字十王4068番地2に改めるもの。

次ページをご覧ください。

別表、施設の使用料を下記のとおり定めるもの。

区分、一般、使用料、常設展示観覧料、個人200円、団体100円、特別展示観覧料、町長が別に定める金額。

備考 1項 中学生以下は無料とする。

2項 団体とは10人以上をいう。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第13号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第18、議第14号 白鷹町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第14号 白鷹町課設置条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

直面する行政課題に適切に対応するため、組織の改編が必要なことから提案するもの

であります。

なお、内容につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） ご説明いたします。

議第14号 白鷹町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町課設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町課設置条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をご覧ください。

本件につきましては、今後の行政運営に当たり、下水道事業における地方公営企業法適用への迅速な対応及び直面する行政課題に適切に対応する組織体制とするため、本条例を改正するものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に申し上げます。

第1条 課の設置、改、建設水道課を建設課及び上下水道課に改めるもの。

第2条 課の事務分掌、改、建設課及び上下水道課の事務分掌を定めるもの。

附則第1項 施行期日、この条例は令和3年4月1日から施行するもの。

附則第2項 白鷹町水道事業の設置等に関する条例の一部改正から附則第6項白鷹町議会委員会条例の一部改正まで規定中の建設水道課を含む条例について文言を整理するものでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第14号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第19、議第15号 白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第15号 白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

育児または介護を行う職員及び障がい者である職員の勤務形態について、早出遅出勤務を追加するほか、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、内容につきまして総務課長より説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） ご説明いたします。

議第15号 白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

改正要旨をご覧ください。

本件につきましては、育児または介護を行う職員がその生活様式に応じた働き方を選択できるよう、また障がい者である職員がその特性等に応じた柔軟な働き方が可能となるよう、国に準じて早出遅出勤務制度を追加するほか、所要の整備を図るものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に申し上げます。

第8条の4第1項 育児または介護を行う職員及び障がい者である職員の早出遅出勤務、新、一定の要件を満たす育児を行う職員が請求した場合には公務の正常な運営を妨げる場合を除き早出遅出勤務をさせることができる旨を定めるもの。

第8条の4第2項 要介護者の介護を行う職員が請求した場合も同じでございます。

第8条の4第3項 下記のいずれかの要件を満たし、障がい者である職員が、障がいの特性等に応じた勤務をするため請求した場合には公務の正常な運営を妨げる場合を除き早出遅出勤務をさせることができる旨を定めるものでございます。要件についてはご覧いただきたいと思っております。

第8条の4第4項 早出遅出勤務に関する手続等について規則に委任するもの。

附則 この条例は令和3年4月1日から施行するもの。

別表第2 特別休暇の承認基準、改、国の規定に合わせ、体裁を整理するもの。

補足して申し上げます。

今回の改正は、働き方改革の一環という形で早出遅出勤務を導入するものでございます。育児または介護を行う職員が、例えば保育園あるいはデイサービスなどに送り出してから出勤するといった場合、この制度を使えることとなります。通常ですと8時30分

から17時15分までのものを例えば1時間ずらしまして9時30分から18時15分までという
ような想定をするものでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第15号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

○議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第20、議第16号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一
部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第16号 白鷹町一般職の職員の給与に
関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

特殊勤務手当の規定を削除するため、提案するものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご決定賜ります
ようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） ご説明いたします。

議第16号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて。

白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

改正要旨をご覧ください。

本件につきましては、税務手当の廃止に伴い、特殊勤務手当の規定を削除するほか、
所要の整備を図るものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に申し上げます。

第5条 給料、改、文言の整理を行うもの。

第16条 特殊勤務手当、改、特殊勤務手当の廃止に伴い削除するもの。廃止する手当であります。種類は税務手当、支給対象職員につきましては税務事務に従事する職員で外勤により直接町税の強制執行に従事した者。支給額につきましては、上記業務に従事した日1日につき100円ということで、ここ数年、支出の実績はございません。

第21条 時間外勤務手当等の額の特例、改、特殊勤務手当の支給を受ける職員の時間外勤務手当等に係る特例規定を削除する。

第22条 端数計算、改、文言の整理をするものであります。

第27条 寒冷地手当、改、文言の整理をするものでございます。

附則 この条例は令和3年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第16号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第21、議第17号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第17号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

消防団員の報酬を改定するとともに、学校運営協議会委員の報酬について定めるため、提案するものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） ご説明いたします。

議第17号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて。

白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。
白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第3中、副団長4万円を4万5,500円に、部長3万円を4万円、副部長2万円を3万7,000円、班長2万円を3万7,000円、団員1万6,000円を3万6,500円に、学校評議員の下に学校運営協議会委員、日額6,000円に改めるものでございます。

附則 この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。5番、丸川議員。

○5番（丸川雅春） 消防団員の報酬の改定額の根拠となるものはどのようなものでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） お答えいたします。

この額につきましては、地方交付税、普通交付税の算定単価を参考にさせていただいております。ただ、実際の算定額につきましては、人口で割り落としがされておりますので、総額としてはこの金額そのものが入るものではございません。

○議長（今野正明） よろしいですか。質疑終結と認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第17号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第22、議第18号 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第18号 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

都市計画税に係る課税区域の地番を明示するため、提案するものであります。

なお、内容につきましては税務出納課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 税務出納課長、高橋浩之君。

○税務出納課長（高橋浩之） ご説明申し上げます。

議第18号 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町町税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町町税条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨により説明いたします。

今回の改正は、都市計画税に係る課税区域について、分合筆により生じた地番を明示するため、所要の整備を図るものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に説明いたします。

別表第2 第132条関係、改、分合筆により生じた地番を明示するもの。

附則 この条例は公布の日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第18号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第23、議第19号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第19号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

国民健康保険事業の健全な運営を図ることを目的に、税率等の改正を行うため、提案するものであります。

なお、内容につきましては税務出納課長より説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 税務出納課長、高橋浩之君。

○税務出納課長（高橋浩之） ご説明申し上げます。

議第19号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨により説明いたします。

今回の改正は、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、所得割額を算定するために乗じる率、被保険者均等割額、世帯別平等割額の改正を行うなど、所要の整備を図るものでございます。

主な事項のみ説明いたします。

第4条第1項から次ページ、第8条の4まで、税率、額を次のように改めるもの。

所得割額、改正後、医療分6.50%、支援金分2.50%、介護分2.20%。

被保険者均等割額、改正後、医療分2万5,300円、支援金分1万200円、介護分1万1,400円。

世帯別平等割額、特定・特定継続世帯以外の世帯、改正後、医療分1万8,500円、支援金分7,300円、介護分5,800円。

特定世帯、改正後、医療分9,250円、支援金分3,650円。

次ページをお開きください。

特定継続世帯、改正後、医療分1万3,875円、支援金分5,475円。

第9条第1項第1号 7割軽減世帯に係る減額分を次のように改めるもの。

被保険者均等割額、改正後、医療分1万7,710円、支援金分7,140円、介護分7,980円。

世帯別平等割額、特定・特定継続世帯以外の世帯、改正後、医療分1万2,950円、支援金分5,110円、介護分4,060円。

特定世帯、改正後、医療分6,475円、支援金分2,555円。

特定継続世帯、改正後、医療分9,713円、支援金分3,833円。

第9条第1項第2号 5割軽減世帯に係る減額分を次のように改めるもの。

被保険者均等割額、改正後、医療分1万2,650円、支援金分5,100円、介護分5,700円。

世帯別平等割額、特定・特定継続世帯以外の世帯、改正後、医療分9,250円、支援金分3,650円、介護分2,900円。

特定世帯、改正後、医療分4,625円、支援金分1,825円。

特定継続世帯、改正後、医療分6,938円、支援金分2,738円。

第9条第1項第3号 2割軽減世帯に係る減額分を次のように改めるもの。

被保険者均等割額、改正後、医療分5,060円、支援金分2,040円、介護分2,280円。

次ページをお開きください。

世帯別平等割額、特定・特定継続世帯以外の世帯、改正後、医療分3,700円、支援金分1,460円、介護分1,160円。

特定世帯、改正後、医療分1,850円、支援金分730円。

特定継続世帯、改正後、医療分2,775円、支援金分1,095円。

附則第1項 施行期日、この条例は令和3年4月1日から施行するもの。

附則第2項 適用区分、改正後の規定は令和3年度以後の年度分について適用し、令和2年度分までについてはなお従前の例によるもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第19号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第24、議第20号 白鷹町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第20号 白鷹町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、内容につきましては町民課長より説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 町民課長、衣袋則子さん。

○町民課長（衣袋則子） ご説明申し上げます。

議第20号 白鷹町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

白鷹町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する新型

コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改める。

附則 この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第20号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第25、議第21号 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第21号 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

令和3年度から5年度までの介護保険第1号被保険者の保険料率等を定めるとともに、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、内容につきましては健康福祉課長より説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第21号 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例。

改正要旨によりご説明申し上げます。

本条例につきましては、令和3年度から令和5年度までの介護保険料率等について定

めるものでございます。また、消費税率の引上げに伴う低所得者の介護保険料を令和3年度から令和5年度まで軽減する等の所要の整備を図るものであります。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明申し上げます。

第3条第1項 保険料率等、改、令和3年度から令和5年度までの介護保険料率を据え置くとともに、国が定める基準所得金額改正を踏まえ、本町における所得段階ごとの基準所得金額を改めるもの。

第3条第2項から第3条第4項まで、改、第1号被保険者の第1段階から第3段階の保険料軽減を令和3年度から令和5年度に改めるもの。

附則第9条第1項から附則第9条第3項まで、令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例、新、令和3年度から令和5年度までの介護保険料率の算定における所得段階ごとの合計所得金額について、個人所得課税の見直しによる不利益が生じないようにするための特例を定めるもの。

附則第1項 施行期日、この条例は令和3年4月1日から施行するもの。

附則第2項 経過措置、改正後の保険料は令和3年度から適用し、令和2年度以前の保険料については従前の例によるもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第21号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第26、議第22号 白鷹町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第22号 白鷹町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定につい

ての提案理由を申し上げます。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、内容につきましては健康福祉課長より説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第22号 白鷹町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例。

改正要旨によりご説明をいたします。

本条例につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正に伴いまして、これらの基準に基づき本町において制定している関係条例について、所要の整備を図るものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨についてご説明申し上げます。

なお、改正内容の説明につきましては、現在本町に事業所を有するサービスに係るもので新たに規定を設けるもの等、主なものについての説明とさせていただきます。また、介護サービス及び介護予防サービス等において共通して対応すべき事項及び類似の事項につきましても説明を割愛させていただきます。

要旨の1ページをご覧いただきたいと思います。

第1条 白鷹町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正。

第2条第5項 基本方針、新、指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制整備及び従業員に対し研修を実施する等の措置を講ずるべきことを定めるもの。

第2条第6項 新、指定居宅介護支援事業者は介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に指定居宅サービスの提供を行うよう努めなければならない旨を定めるもの。

第6条第2項 管理者、改、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とできるよう改めるもの。

一段下がっていただきまして、第16条第9号 指定居宅介護支援の具体的取扱方針、改、サービス担当者会議を開催するに当たり、テレビ電話装置等を活用して行うことが

できることを加えるもの。

第16条第18号の3 新、介護支援専門員はサービス計画の利用の妥当性を検討し、当該計画を町に届け出なければならないことを定めるもの。

第21条第6号 運営規程、新、指定居宅介護支援事業者の運営規程に定めるべき事項に虐待の防止のための措置に関する事項を追加するもの。

次ページをお開き願います。

第22条第4項 勤務体制の確保、新、指定居宅介護支援事業者は、ハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない旨を定めるもの。

第22条の2第1項 業務継続計画の策定等、新、指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時に備え、業務継続計画を策定し、必要な措置を講じなければならない旨を定めるもの。

第22条の2第2項 新、指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すべきことを定めるもの。

第22条の3第3項 新、指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うことを定めるもの。

第24条の2 感染症の予防及び蔓延の防止のための措置、新、指定居宅介護支援事業者が感染症の予防及び蔓延の防止のため講じなければならない措置を定めるもの。

第25条第2項 掲示、新、指定居宅介護支援事業者は、運営規程の概要等を記載した書面を事業所に備えつけ、かついつでも関係者に自由に閲覧させることにより掲示に代えることができることを定めるもの。

第30条の2 虐待の防止、新、指定居宅介護支援事業者が、虐待の発生またはその再発を防止するため講じなければならない措置を定めるもの。

第34条第1項 電磁的記録等、新、これはケアプランのことですが、指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供者は、書類等の作成、保存等について電磁的記録により行うことができることを定めるもの。

第34条第2項 新、指定居宅介護支援事業所及び指定居宅介護支援の提供者は、書類等の交付、説明、同意、承諾等について電磁的記録により行うことができることを定めるもの。

3ページをご覧ください。

第2条 白鷹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正。

5ページをお開き願います。

下から2段目、第60条の12第10号 運営規程、新、指定地域密着型通所介護事業所の運営規定に定めるべき事項に虐待の防止のための措置に関する事項を追加するもの。

6 ページをお開き願います。

第60条の13第3項 勤務体制の確保等、改、指定地域密着型通所介護事業者は全ての介護従業者に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない旨を定めるもの。

一段下がっていただきまして、第60条の15第2項 非常災害対策、新、指定地域密着型通所介護事業者が定期的に行う避難、救出及び必要な訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることを定めるもの。

10ページをお開き願います。最下段になります。

第164条の2 栄養管理、新、指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養管理を定期的に行わなければならない旨を定めるもの。

11ページをご覧ください。

第164条の3 口腔衛生の管理、新、指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない旨を定めるもの。

6 段下がっていただきまして、第172条第2項第3号 衛生管理等、改、指定地域密着型介護老人福祉施設は、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のために行う研修に加え、訓練の実施について加えるもの。

1 段お下がりいただき、第176条第1項第4号 事故発生の防止及び発生時の対応、新、指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生の防止及びその再発を防ぐための担当者を置くことを定めるもの。

13ページをお開き願います。

第3条 白鷹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正、この条における改正につきましては、第1条の白鷹町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正と同様の趣旨の改正を行うものであります。

15ページをお開き願います。

第4条 白鷹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正、この条における改正につきましては、第2条の白鷹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正と同様の趣旨の改正を行うものであります。

19ページをお開き願います。

4 段目、附則第1項 施行期日、この条例は令和3年4月1日から施行するもの。

第1条中、指定居宅介護支援等条例第16条第18号の2の次に1号を加える改正は、令和3年10月1日から施行するもの。

附則第2項 管理者に係る経過措置から次ページの附則第13項 感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練に係る経過措置までにつきましては、本条例により事業者に対応を義務として求めることとなる項目等に関する経過措置を定めるものでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第22号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第27、議第23号 白鷹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第23号 白鷹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額の改定等を行うため、提案するものであります。

なお、内容につきましては建設水道課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 建設水道課長、鈴木克仁君。

○建設水道課長（鈴木克仁） それでは、ご説明申し上げます。

議第23号 白鷹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

改正要旨により説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、道路法施行令の一部改正に伴いまして、道路占用料の額の改定等を行うものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に主たる部分を申し上げたいと思います。

別表 第2条関係、改、道路法施行令の基準に合わせて道路占用料の額を改定し、占用物件の区分に自動運行補助施設の区分を新設するもの。

自動運行補助施設とは、磁気マーカ一等を道路の路面下等に設置し、自動運転車等の運行を補助する施設のことでございます。

主たる占用物件の占用料でございます。

第二種電柱、改正後580円、第一種電話柱、改正後340円。

附則第1項 この条例は令和3年4月1日から施行するもの。

ただし、第2条第2項及び第3条第1号の改正規定は公布の日から施行するもの。

附則第2項 既存の占用に係る占用料が改正後に著しく増額する場合の経過措置を設けるもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第23号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第28、議第24号 白鷹町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第24号 白鷹町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

道路構造令の一部改正に伴い、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、内容につきましては建設水道課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 建設水道課長、鈴木克仁君。

○建設水道課長（鈴木克仁） ご説明申し上げます。

議第24号 白鷹町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制

定について。

白鷹町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例。

改正要旨にて説明いたします。

このたびの改正につきましては、道路構造令の一部改正に伴い、自転車通行帯について新たに規定し、自転車道の設置要件を追加するものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に主なもののみ申し上げます。

第8条の2第1項から第4項 自転車通行帯、新、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として自転車通行帯を新たに規定するもの。

第9条第1項、第2項 自転車道、改、自転車道の設置要件として、設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものを追加するもの。

附則 この条例は公布の日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第24号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第29、議第25号 白鷹町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第25号 白鷹町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

公営住宅法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、内容につきましては建設水道課長より説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 建設水道課長、鈴木克仁君。

○建設水道課長（鈴木克仁） ご説明申し上げます。

議第25号 白鷹町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町営住宅条例の一部を改正する条例。

白鷹町営住宅条例の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「（寡夫）」を「若しくはひとり親」に改める。

附則 この条例は公布の日から施行する。

なお、今回の改正につきましては、公営住宅法施行令におきましても所得税法と同じ要件のひとり親が新たに定義され、寡夫の要件が見直されたため改正するものでございます。以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第25号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○延会の宣告

○議長（今野正明） ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。

ご苦労さまでした。

延 会

〈午後2時17分〉

